

(株)茨城県中央食肉公社 業務規程改正の主な改正点

|                          | 改正前   | 改正後  |
|--------------------------|---|--|
| 開設者                      | 県知事による許可  | 県知事による認定   |
| セリ人                      | 県知事への届け出  | 公社が業務に従事する者から指名  |
| 責 務                      | 追加<br>差別的取扱いの禁止   | 市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人、その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。 |
| 卸売の相手方の制限                | 公社は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して、卸売をしない。                    | 削除<br><br>第三者販売の禁止の廃止  |
| 卸売業者についての卸売の相手としての買受けの禁止 | 自己の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する枝肉等について卸売される相手方として、枝肉等の買受けを禁止するものとする。 | 削除<br><br>自己買受の禁止の廃止   |

|           | 改正前 | 改正後   |
|-----------|-----|---|
| 売買取引条件の公表 | 追加  | 次に掲げる事項について、公表しなければならない。<br>(1) 営業日及び営業時間<br>(2) 取扱品目<br>(3) 枝肉及び部分肉等の引渡しの方法<br>(4) 委託手数料その他の枝肉及び部分肉等の卸売に関し<br>出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額<br>(5) 販売代金の支払期日及び支払方法<br>(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。） |
| 事業報告書等の提出 | 追加  | 公社は、事業年度ごとに、運営状況報告書及び事業報告書を当該事業年度ごとに、決算が総会等において承認されてから30日以内に作成し、知事に提出しなければならない<br>事業報告書( 貸借対照表及び合計損益計算書等 )  |